

国 土 動 第 1 3 3 号
令 和 2 年 3 月 1 8 日

各都道府県主管部長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産業課長

宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて

宅地建物取引士証の記載事項（宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号。以下「施行規則」という。）第 14 条の 11）のうち、宅地建物取引士の氏名について、従来その氏名は戸籍上の氏名とされていたが、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）等を踏まえ、下記のとおり通知するので、適切な業務の推進に努められるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

宅地建物取引士証の記載事項（施行規則 14 条の 11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、希望する者に対して、令和 2 年 10 月 1 日以降、別紙 1 のとおりの取扱いとし、当該宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適當と解される。

なお、上記にあわせて、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成 13 年国総動発第 3 号）について、別紙 2 のとおり改正を行い、令和 2 年 10 月 1 日から施行することとする。